

令和6年4月8日

保護者 様

北海道鶴川高等学校長 柳 本 高 秀

感染症に係る出席停止について

陽春の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動にご理解とご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、お子様がインフルエンザ等の感染症に罹患した場合、学校保健安全法により、学校での感染拡大防止のために出席停止の措置をとることがあります。

つきましては、次の感染症である、または疑いがあると診断された場合は、医師に登校の可否についてご確認いただき、学校へご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、出席停止期間の基準は、次の通りです。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで（発症は発熱が目安）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
第三種	溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症） など	医師により感染のおそれがないと認めるまで *左記以外の感染症は必ずしも出席停止になるとは限らないものもあります。医師から学校を休むよう指示があった場合に出席停止となります。

《新型コロナウイルス感染症の出席停止期間（診断された場合のみ出席停止）》

発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで